

# 京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」

## WEB サイト設置及び運用保守等業務 委託仕様書

### 1 委託業務名

京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」WEB サイト（以下「市ポータル」という。）設置及び運用保守等業務（以下「本業務」という。）

### 2 趣旨

京都市では、「市民協働の促進による市民サービスの向上」、「地域経済の活性化」、「行政の透明性・信頼性の向上」に寄与することを目的としてオープンデータの公開とその利活用を推進している。

平成28年度に開設した市ポータルは、京都市におけるオープンデータ公開の要となるプラットフォームとしてその役割を担ってきたが、開設から6年以上経過し、公開データ量も増大したことに伴い、検索に時間がかかる等の課題が明らかとなった。

本業務は、上述の課題を解決し、データ利用者・データ公開者ともに利便性を高めるリニューアルに係る作業を行うとともに、以後の安定的な保守運用を行うものである。

### 3 委託内容

#### (1) 市ポータルの作成

現行サイトをリニューアルするための市ポータルを新たに構築する。

構築にあたっては、使用するプログラミング言語や、CKAN等のデータカタログシステム、各種CMS、フレームワーク等の利用に制限はないが、その成果物は、別添「京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」機能要件」に定める機能要件を満たすものとする。また、サイトのデザイン性向上、SEO対策、バナー広告収入の増加、利用者の利便性向上等に有用と思われるアイデアがあればプロポーザルにて提案し、京都市と協議のうえ、改修や機能追加を行う。

#### ※「試行モデル」の利用について

今回のリニューアルにあたり、京都市において、新たな市ポータルの試行モデルを作成しており、それをベースとして構築することも可とする。企画提案書を作成する際は、試行モデルを活用するか、否かを明記すること。なお、試行モデルに付属している新サイトのトップページ画像は仮のものであり、外部公開する本番サイトでは利用しないので、試行モデルを利用する場合は、著作権に問題のない適切な素材を選定し配置すること。

試行モデルの詳細は、別添「試行モデル及びサーバ環境構築に係る詳細事項解説」、「ファイル構成表（公表版）」、「データベース構成表（公表版）」を参照のこと。

また、本件の応募を予定している事業者からの依頼に応じて、①試行モデルの各プログラムファイル、②ファイル構成表（完全版）、③データベース構成表（完全版）、④データベース（MySQL）のSQLダンプデータ、⑤京都市管理サーバに設置した試行モデルへのアクセス情報、の5点を個別に提供する。

なお、京都市から受領した上記①～⑤の情報は、本件の応募のための資料作成や、事業を受託した場合の作業のみに利用するものとし、第三者への提供は一切禁止する。もし不正な利用、第三者への提供、不特定多数が閲覧可能な状態でのソースコードの公開等を行った場合は、損害賠償や競争入札参加停止措置等の対象となる場合があるので、取扱いには十分に注意すること。

## (2) 市ポータルを設置する WEB サーバの確保

新しく設置する市ポータルが、体感的に快適な速度で運用できる WEB サーバ（以下、「サーバ」という。）を用意する。サーバ調達や運用に必要な経費は委託料に含むものとする。なお、サーバ運営事業者の選定にあたっては、可能な限り京都市内に事業所のある事業者を選定するよう努める。

サーバの基盤は、クラウド、VPS、レンタルサーバ等の種類を問わない。仕様の目安は下記のとおりとする。

(ア) WEBブラウザ上のコントロールパネルから操作可能なサーバとする。

(イ) セキュアFTPによるファイル操作が可能なサーバとする。

(ウ) 試行モデルを利用する場合は、PHP8.0以上、MySQL、phpMyAdmin、Sendmail、cronの利用が可能なサーバとする。

(エ) サーバ仕様は下記のスペックと同等以上のものを目安とする。

- |         |           |
|---------|-----------|
| ① CPU   | Xeon 8 コア |
| ② メモリー  | 16GB      |
| ③ ストレージ | SSD 1TB   |

## (3) 市ポータルの設置作業

下記(ア)～(ウ)の作業を、契約締結日から令和5年5月31日までの間に完了させる。

(ア) サイトの設置

(1)で作成した市ポータルについて、不具合やバグ等の確認を行ったうえ、(2)で選定した WEB サーバの、ドメインのルートディレクトリに設置する。詳細は、別添「試行モデル及びサーバ環境構築に係る詳細事項解説」を参照のこと。

(イ) セキュリティチェック

(ア)で設置した市ポータルについて、脆弱性が最小となるようセキュリティチェックを行う。もし問題が発見された場合は修正する。このセキュリティチェック結果と、その修正結果については、令和5年5月26日までにPDFデータにて京都市に報告する。

(ウ) データの移行

現在の市ポータルで公開中のオープンデータを、新しく設置する市ポータルに移行させる作業を行う。詳細は、別添「試行モデル及びサーバ環境構築に係る詳細事項解説」を参照のこと。

## (4) 市ポータルの保守・運用等

下記(ア)～(ウ)の業務を、令和5年6月1日から令和10年3月31日までの4年10箇月について継続的に実施する。

(ア) 死活監視

サイトの死活監視を行い、必要な警報を京都市担当職員に電子メールにより連絡する。

(イ) 障害発生時の対応

システムに障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行う。また、障害の原因について調査し、対策を講じるとともに、その障害内容、発生日時、原因などを報告する。

(ウ) 脆弱性対策

定期的に、OSや使用するソフトウェアにおける脆弱性の有無の確認と、その対応を行う。

(エ) 不具合・バグの修正

保守・運用の期間内に、不具合やバグが発見された場合は、京都市と協議の上速やかに修正する。

(オ) サイトのバックアップ

定期的にシステム及びデータのバックアップを実施し、障害発生時等にはシステム及びデータの復旧や移行を行えるようにする。

(カ) 問合せ対応

運用期間中は、京都市からの各種問合せに対応する。対応時間は、開庁日の午前9時00分～午後5時00分とする。

#### 4 留意点

- (1) サーバの設置や保守に関する詳細事項については、別添「試行モデル及びサーバ環境構築に係る詳細事項解説」の内容を基準とする。
- (2) 受託事業者の不備による不具合が判明した場合は、受託事業者の責任において速やかに対応する。
- (3) 各年度における業務が完了した時は、京都市が定める方法により、業務完了報告書を提出する。
- (4) 本業務の実施により得られた成果物に係る著作権を含む一切の権利は、京都市に帰属する。
- (5) 受託事業者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理することとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、別添「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に準ずるものとする。共通仕様書にも定めのない事項が生じたとき又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託事業者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。

以上